

平成24年度 当初予算大綱

四国中央市

1. 予算編成の基本方針

(1) 国の予算編成方針等

東日本大震災により我が国の経済活動は深刻な打撃を受け、マイナス成長が2四半期続くなど、平成23年度は厳しい状況からのスタートとなりました。その後、官民の総力を結集した復旧・復興努力を通じてサプライチェーンの急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じましたが、夏以降は急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化による世界経済の減速が、景気の持ち直しを緩やかなものにしていきます。こうした状況に対し、政府は累次の補正予算を編成し、復興への支援を図りつつ景気の下方リスクに先手を打って対処しています。復興需要を中心とする政策効果が景気を下支えすることから、景気は緩やかな持ち直しが続くものと見込まれます。

こうした中、野田政権は、日本人が、長期にわたる停滞を乗り越え、「この国に生まれて良かった」と思える「希望と誇りある日本」を取り戻すため、様々な分野で日本再生を図っていくため、平成24年度予算を「日本再生元年予算」と位置付け、予算編成の基本方針を昨年12月16日に閣議決定しました。その中では、新成長戦略の実行の加速を中核に据えつつ、国家戦略会議における「日本再生の基本戦略」策定に向けた議論を踏まえ、日本再生重点化措置等も最大限活用しつつ、日本再生のための取組のスタートとして、新たな産業の創出を始め成長力の強化に尽力するとともに、雇用創出や人材育成等に戦略的に取り組むとしています。

このような方針に基づいて編成された平成24年度の一般会計の予算規模は、90兆3,339億円で、基礎的財政収支対象経費は68兆3,897億円となっています。なお、経済危機対応・地域活性化予備費が9,100億円計上されています。

また、平成24年1月6日には政府・与党社会保障改革本部において「社会保障・税一体改革素案」を決定し、社会保障制度の持続可能性の確保と機能強化を図るため、社会保障制度を「全世代対応型」へと転換するなどの社会保障改革について、今後、与野党協議を踏まえ、消費税率の段階的引上げなどとともに法案化することとしています。

(2) 地方財政をめぐる状況

平成 24 年度の地方財政計画（平成 24 年 1 月 31 日閣議決定）によると、平成 24 年度の地方財政への対応に当たっては、「平成 24 年度予算の概算要求組替え基準について」（平成 23 年 9 月 20 日閣議決定）に基づき、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとし、通常収支分については、財政運営戦略に基づき定める中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）に沿って、社会保障関係費の自然増や地域経済の基盤強化などに対応する財源を含め、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を平成 23 年度地方財政計画と実質的に同水準となるよう確保することを基本として所要の対応を行うこととされています。この結果、地方財政の歳入歳出規模は、前年度比 0.8%減の 81 兆 8,647 億円となっており、地方税等一般財源総額は前年度より 0.2%増の 59 兆 6,241 億円となっています。

また、地方交付税については、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、前年度対比881億円増の総額17兆4,545億円が確保されています。また「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」については、概算要求組替え基準における取扱いと基調を合わせて一定の縮減を図った上で、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として整理・統合し、歴史的円高等、地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠（1,750 億円）を含めて計上されています。

子どものための手当については、平成24年度以降、3歳未満の子ども及び3歳以上小学校修了前の第3子以降の子ども1人につき月額15,000円を、3歳以上小学校修了前の第1子・第2子の子ども及び中学生1人につき月額10,000円を支給することとされています。また、平成24年6月分の支給から、所得制限（960万円（夫婦、子2人）を基準とする。）を適用するとともに、年少扶養控除の廃止に伴う手取り額の減少に対応するため、所得制限以上の者については中学校修了までの子ども1人につき月額5,000円が支給されます。また、事業主負担を除き、国と地方の負担割合を2：1とするとされています。

地方税制については、地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していくこととされています。平成24年度税制改正では、地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入、固定資産税等の負担調整措置のうち住宅用地に係る据置特例の見直し及び自動車取得税における「エコカー減税」の重点化等を講じることとされています。

(3) 当市の予算編成方針

本市においては、新市発足直後からの構造的財源不足により、財政調整基金からの繰り入れに頼らざるを得ない苦しい財政運営が続いてきました。この状況を乗り切るため、行財政改革を断行し、人件費の一律カットや予算の枠配分による経常経費の大幅カットなど痛みを伴う対策を講じ経費削減に努める一方で、平成19年度からは公的資金補償金免除繰上償還を実施するなどの対策により、平成20年度には合併後初めて財政調整基金からの繰り入れをすることなく決算を行うことができました。また、平成21年度においても、地方交付税の増額や国の緊急経済対策等の追い風を受け14億9千万円の黒字決算となっています。

平成22年度の決算では、財政の硬直化を示す経常収支比率が84.2%と前年度の89.8%から5.6%改善され、借入金償還額の割合を示す実質公債費比率についても16.9%となり、前年度に比べ1.9%改善されました。この主な要因としては、「地域主権」の下、地方財源の確保へ追い風が吹き、平成21年度に比べて地方交付税と臨時財政対策債の総額が8.6億円（前年度比12.7%）と大幅に増加したことが挙げられます。また、東日本大震災までは、経済危機後の景気に持ち直し傾向があったことで税収減の見込みが回避できたことや定員適正化、経常経費の抑制など行財政改革に取り組んできたことなどにより、実質収支も合併後最大の22億9千万円の黒字となりました。

また、平成23年10月には、平成22年度に策定した「財政の中期見通し」を改定し、5年間の財政見通しと健全な財政運営のために財政調整基金の積み立て目標を示しました。平成23年度3月補正予算に、平成22年度決算の繰越金のうち16億円を財政調整基金に積み立てる予算を計上しており、この積み立てを行うことで合併時の財政調整基金総額34億円を超えた基金、約36.9億円を確保することができます。

しかし、平成27年度には、地方交付税の合併算定替えが終了し、平成32年度までに段階的に地方交付税が減額されます。現在の試算では約19億円の減額となると考えており、それらに対応するため、公共施設の統廃合や更なる行財政改革を断行しなければなりません。併せて、現在取り組んでいる小中学校の耐震化、消防防災センター（仮称）、市民文化ホール建設など、懸案事業は道半ばであり、これらの取組と財政健全化とを両立させられるよう努力しなければなりません。

このような状況の中、平成24年度の予算編成につきましては、固定資産税（評価替え）の減少等の要因から、税収入が平成19年度の税源移譲前の最低水準まで下がると考えていますが、国の中期財政フレームで示されているとおり一般財源の総額は、来年度も同水準が維持される見通しから、地方交付税については今年度の交付額より幾分か増額を見込んでいます。全国的には、景気はやや持ち直

しており、当市の税収を支えている製紙関連企業においても、復興需要により改善はみられるものの、依然低迷が続いていることから、厳しい財政見通しについての認識は堅持し、「事業の選択と集中」により、徹底した経費の削減と増加する社会保障関係費の適切な予算計上に努めました。

とりわけ歳出面については、東日本大震災を踏まえ、喫緊の課題となっている防災力の向上や市民の安全・安心への取組みの強化、そして、地域の絆や地域のつながりの維持・再生に取り組むとともに、総合計画も8年目となり、終盤を迎えつつあることから、同計画の仕上げに向けた主要事業の具現化や更なる地域の魅力の向上・発信に向けた取組みを積極的に行うこととしました。

以上のような事を念頭に置き編成をいたしました本市の平成24年度一般会計の予算規模は364.5億円で、前年度に比べ25.5億円増加しました。この主な増要因としては、土地開発公社解散に伴う経費13億7,400万円、合併振興基金の積み立て10億円、市税の還付1億5,000万円によるもので、これらの経費を除けば、平成23年度当初予算とほぼ同規模の予算となっています。

また、特別会計については、前年度比2.7%増の総額294億4,490万円となりました。これは、西部臨海土地造成事業特別会計において、平成23年度に引き続き、借換債を発行するなど2億6,100万円、国民健康保険事業特別会計で2億6,800万円、介護保険事業特別会計で3億1,500万円増額となりますが、下水道事業特別会計、東部臨海土地造成事業特別会計では減額となります。尚、東部臨海土地造成事業特別会計につきましては、平成23年度をもって廃止となります。

一般会計及び特別会計を合わせた予算規模は、前年度より5.3%増加し、総額で658億9,490万円となりました。その他の事業会計及び財産区特別会計については、次表のとおりとなっています。